



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第 1 1 号 令和 7 年 3 月 3 1 日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 0 7	漁船損害等補償法の規定による同意があつたと認めた件	漁業管理調整課
2 0 8	漁船損害等補償法の規定による付保義務が消滅した件	同
2 0 9	徳島県会計事務取扱規程の一部を改正する告示	出納局会計課

徳島県告示第二百七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

加入区名

穴喰加入区 鞆浦加入区 浅川加入区 出羽島加入区 牟岐西加入区 日和佐町加入区
木岐加入区 志和岐加入区 阿部加入区 伊座利加入区 伊島加入区 橘町加入区
中林加入区 福村加入区 大潟加入区 中島加入区 今津加入区 里浦加入区 鳴門加入区

徳島県告示第二百八号

令和三年三月三十一日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により令和七年三月三十日限り消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

加入区名

穴喰加入区 鞆浦加入区 浅川加入区 出羽島加入区 牟岐西加入区 日和佐町加入区
木岐加入区 志和岐加入区 阿部加入区 伊座利加入区 伊島加入区 橘町加入区
中林加入区 福村加入区 大潟加入区 中島加入区 今津加入区 里浦加入区 鳴門加入区

徳島県告示第二百九号

徳島県会計事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県会計事務取扱規程の一部を改正する告示

徳島県会計事務取扱規程（昭和三十九年徳島県告示第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「三百万円」を「六百万円」に、「六百万円」を「千二百万円」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。